第十二条第九項中「から第八項まで及び」を「、第七項及び第九項並びに」に改める。

第十三条第一項中「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に、「、同条第十項」を「、第二十一項及び第二十四項」とあるのは「及び第二十一項」と、「並びに」を「（第二十四項を除く。）並びに」に改め、同条第二項中「又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、「これらの規定」とあるのは「これらの規定（第四十一条第二十四項を除く。）」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「同条第十五項」と、「、第二十一項及び第二十四項」とあるのは「及び第二十一項」と、」を加える。

第十三条の二第一項中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改め、「又は当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第八項中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改める。

第十七条の二第一項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）」に、「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に、「次項」を「同項」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	区域	事業	資産
一　東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この表において「認定復興推進計画」という。）に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画（以下この表において「認定復興推進計画」という。）に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この号において同じ。）	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物を除く。）（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業の用に供するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備）
二　東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定による認定地方公共団体の指定を受けた法人	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。）	第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅

第十七条の二第二項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「指定期間」に、「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に、「及び第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」に、「第四十二条の四第六項第二号イ」を「第四十二条の四第八項第二号イ」に改め、同条第四項第一号イ、ハ及びニ中「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産（同号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体（同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供したものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第十七条の二第四項第一号に次のように加える。

へ　第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げる減価償却資産（ホに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の二十五（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

第十七条の二第四項第二号に次のように加える。

へ　前号へに掲げる減価償却資産　百分の八（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

第十七条の二第五項及び第六項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第七項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「第五欄」を「第四欄」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第九項中「、修正申告書又は更正請求書に第三項」を「（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項」に改め、同条第十一項中「と」を「）」と」とあるのは「）」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項の規定」と、「を「。）並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項の規定」と、「に改め、同条第十二項中「第四十二条の六第三項から第五項まで」を「第四十二条の六第二項及び第三項」に改め、「第四十二条の十一の二第二項」の下に「、第四十二条の十一の三第二項」を加え、「第四十二条の十二の四第二項及び第三項、第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の二第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第八項中「と、」とあるのは「と」を「）」と、」とあるのは「）」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、」を「。）の規定」とあるのは「。）並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項の規定」と、」に改め、同条第九項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の二の三第一項中「又は㈱」を「若しくは㈱」に改め、「指示（」の下に「以下この項及び」を加え、「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改め、同条第二項中「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」